

うるま市企業版ふるさと納税マッチング支援業務 委託仕様書

1. 業務名称

うるま市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託

2. 履行期間

契約締結の日から令和8年3月末まで

3. 履行目的

第2次うるま市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進のため、企業版ふるさと納税の寄附に係るPRについて成功報酬型外部委託を実施し、効果的に寄附を受け入れることを目的とする。

4. 業務委託料

本業務の委託料は、寄附企業1社ごとの寄附実績に応じて算定する。

5. 業務内容

(1) 企業版ふるさと納税PR業務

第2次うるま市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げられた事業を基に、企業へ周知及び個別相談を行い寄附を募る。また、企業版ふるさと納税の制度についても説明を行う。

(2) 企業版ふるさと納税受入業務

うるま市の要綱に基づいた手続きを行う。寄附見込み企業に対して様式作成等のサポートも行う。

(3) 提案

上記の他、企業版ふるさと納税の寄附を受け入れる効果的な取り組みを行う。

6. 成果品

事業報告書(任意様式)	A4版(一部カラー)	1部
上記に関するデジタルデータ	一式	

7. 留意事項

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたり、市の担当職員及び各担当課、関係者等と十分に相互調整を行いながら推進し、正副2名以上の担当者を配置し必要時に事務局と速やかに連携を行い、本業務を円滑に遂行することができる運営体制を整えること。
- (2) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。

- (3) 受託者が業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要、本業務における執行体制の位置づけ及び責任者を明記の上、事前に書面で本市の承諾を得なければならない。
- (4) 受託者は、本業務の実施により得られた個人又は企業情報を、本業務履行期間及び履行後において他に漏らしてはならない。
- (5) 受託者が、本業務の実施により取得した報告書等に関する著作権は、原則としてうるま市に帰属するものとする。また、本業務の実施により得られた特許権等の知的財産権又は著作権は、委託元であるうるま市に帰属するものとする。
- (6) 委託費の支払いは、年度末に精算するものとする。受託者がうるま市に請求書を発行し、うるま市が当該請求書を受領した日を含む月の翌月末日（当日が休祝日の場合は翌営業日）までに支払う。
- (7) 本仕様書の内容に疑義が生じたとき、又は定めのない事項及び業務内容については、その都度、うるま市と協議して定めるものとする。